

# 過疎地域におけるゴミ処理場と周辺都市の対応

山 本 健

## 〔1〕はじめに

筆者はかつて本誌上で、千葉県を対象にゴミ問題という観点から中央（＝過密地域）と「地方」（＝過疎地域）の対立の一側面を分析し、その不平等構造の実態を明らかにする機会を得た。しかし、そこでは名「地方」を取り扱った際、地元住民と自治体（市・町・村）とを一体のものとして取り扱ったため、中央と「地方」の対立を表面的に捉え、それぞれの内部に孕んでいる問題点を捉えきれていた。しかし、最近の具体的な「地方」のゴミ処分場をめぐる問題を見てみると、「地方」でも地元の住民と行政当局の対立の他に、その対立に周辺都市部の住民、さらには都市行政当局も加わり、問題は複雑な様相を呈している。それは、単なる一地域のゴミ問題ではすまされず、むしろ地域保全という環境問題として捉える必要に周辺都市住民が迫られているからである。しかし、営利本位の事業活動を優先する現代社会（資本主義経済）では、ゴミ処分場の活動も明らかに一種の経済行為であり、それ故に利益を得るあらゆる合法的な活動が許されている。そこで問題になるのが、「地域を活性化する経済活動」か「地域住民の生活環境の保全」か、という2項対立である。そして、この対立をどの様に調整するのかに、すべての関係者が腐心しているのである。とく

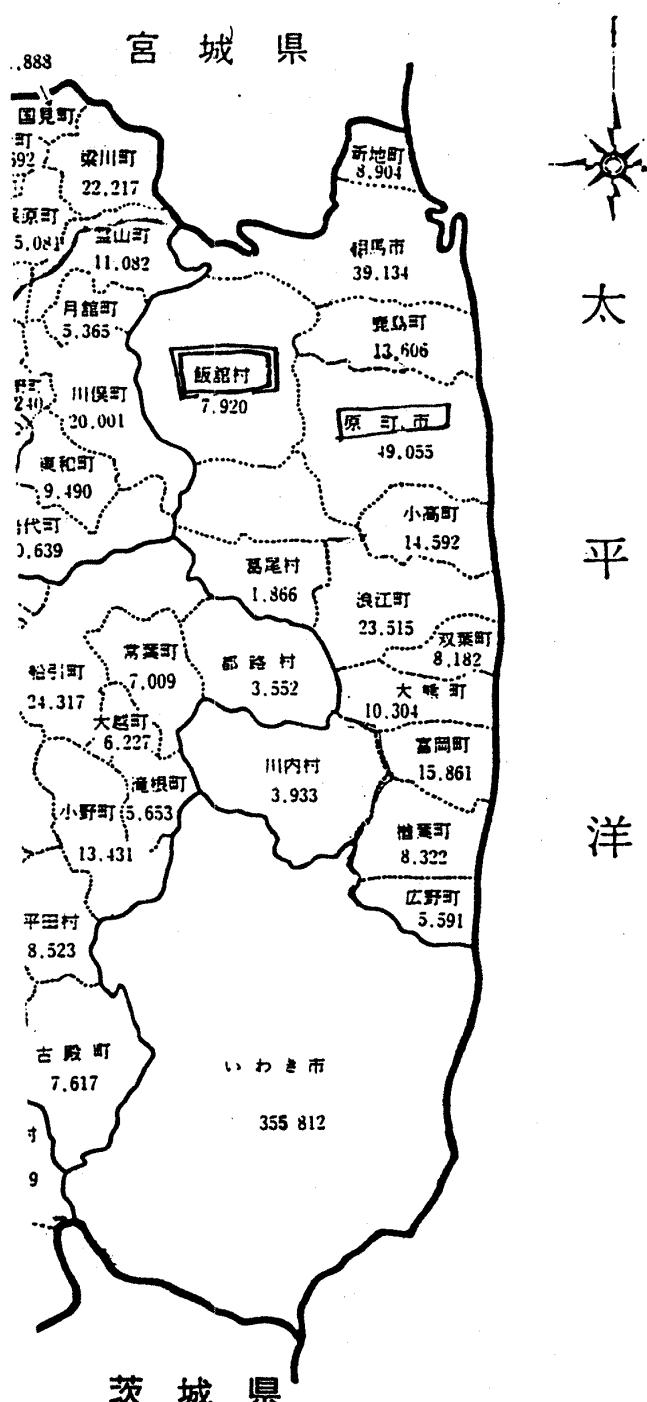


図1 福島県浜通り地方と飯館村の位置

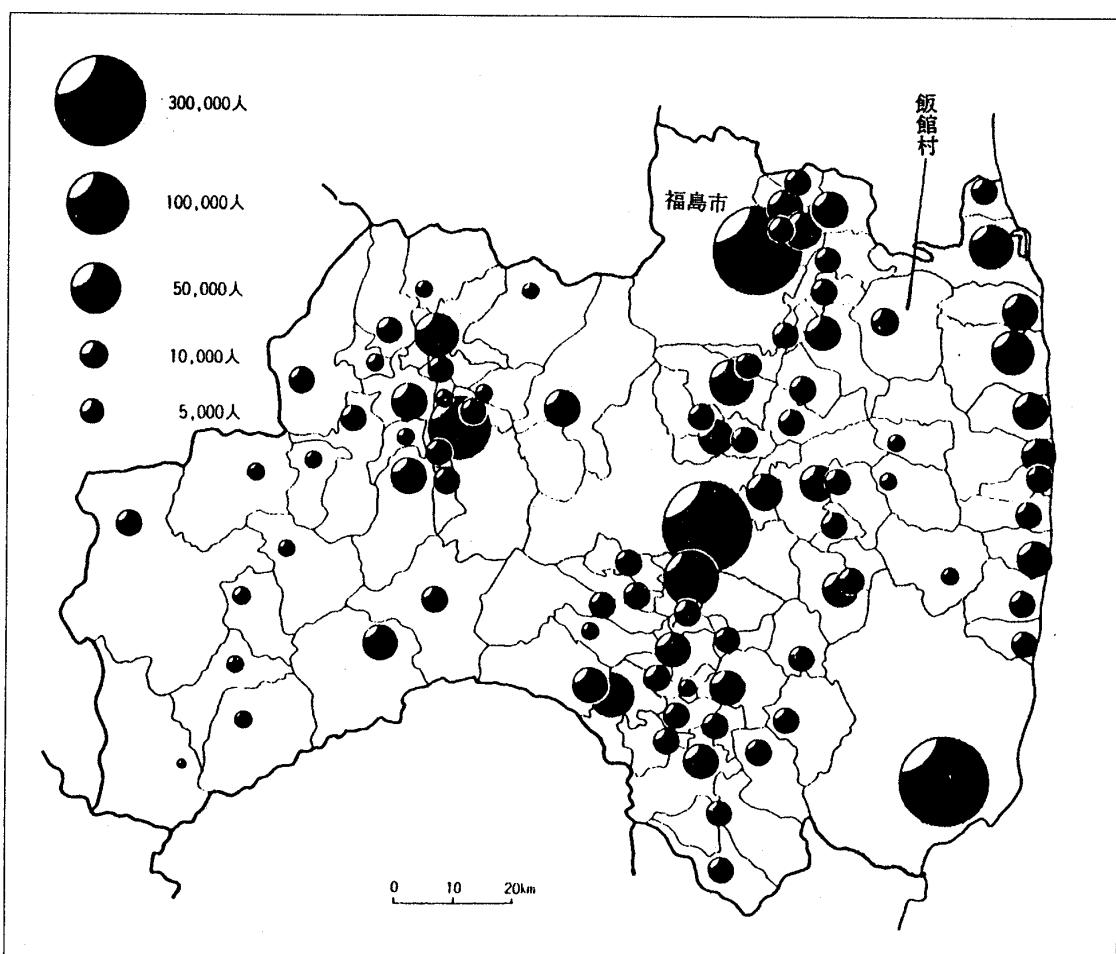


図2 福島県の市町村別人口分布（昭和60年）

に、これといった産業のない過疎地域では、ゴミ処分場の誘致がその経済的利益から「迷惑施設」を承知の上で行われているケースが多い。本稿では、これらの「地方」の事情を分析し、地方中核都市がどのような係わり方をしているのかを明示してみたい。

その具体的な対象を、首都圏のゴミが搬入しやすい位置にある福島県、とくにその浜通りの相双地方に位置する飯館村に求める。それは、同村が過疎地区であること、また実際に、平成4年(1992年)に産業廃棄物処分場問題が起こり、その経過が詳しく地方新聞で報道されているためである。

次に、福島県相馬郡飯館村の位置であるが、

飯館村は福島県の太平洋に面した浜通り地方〔相馬、双葉の2郡と相馬、原町、いわきの3市から成る〕の北部に位置し、人口7,920人(1990年度の国勢調査)、人口密度34人の典型的な過疎の山村である〔図1〕。しかも、15歳以上の労働力人口(4,275人)の実に8割が第1次、第2次産業を占め、第3次産業を占める割合は僅か2割(876人)にすぎない山村である。その隣りには相馬市と原町市という「地方」中核都市が位置している。また、同村の普通会計の決算(1991年度)は42億8,800万円で、市町村民税(普通税)からの収入は僅かに1億4,800万円、地方税3億8,800万円、地方譲与税8,200万円の6

### 過疎地域におけるゴミ処理場と周辺都市の対応

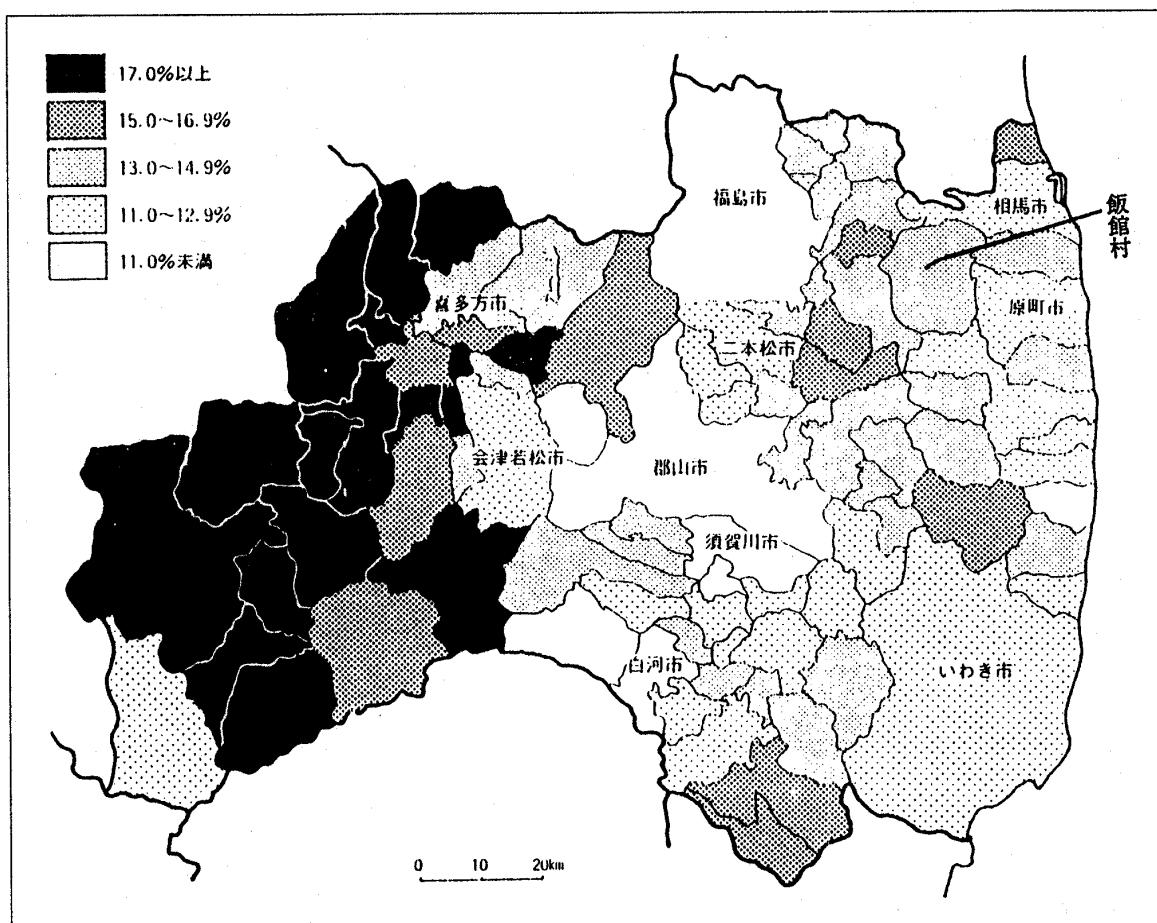


図3 福島県の市町村別老人人口の割合（昭和60年）

億1,800万円（14.4%）にすぎず、残りは地方交付金22億1,100万、国庫支出金3億1,300万円、県支出金4億800万円そして地方債3億3,500万円などから成る。つまり、国、県からの補助金で同村の財政は支えられている。すなわち、同村の財政事情は外部（国・県）に大きく依存していることが判る。また、市町村民分配所得（1人当たり）の県平均が238万7,000円であるのに対して、同村のそれは209万6,000円である。すなわち、県平均の8割にしか満たない金額であった。このような過疎の村に、平成3年（1991年）、産業廃棄物処分場の建設計画が持ち上がった。次節では、その問題をめぐって周辺都市の動きを追って、都市住民の対応を考えてみたい。

### 〔2〕飯館村の産業廃棄物処分場をめぐる原町市側の諸団体の対応の変化

飯館村の産業廃棄物処分場をめぐる反応は、まず相双地域の中核都市、原町市側から生じた。以下では地方新聞に載った記事を中心にその経緯を追うこととする。<sup>(3)</sup>

#### （1）平成4年（H4.と略記）2月21日 市民グループの設置反対組織の結成

この廃棄処分場が計画されている場所は飯館村小宮地区。この地区は隣接する原町市市内を流れる新田川の上流にあたる。このため、原町市の市民グループ（同市の区長連絡協議

会や農業委員会、市土地改良区、原町市の縁と河川を守る会など7団体)が2月21日に設置反対の組織を結成し、強力な反対運動を開いていくことを宣言した(『河北新報』H4.2月22日付け)。

#### (2) H4.3月17日 市長、議会決議を尊重し、建設反対運動を支持

この運動の波紋は原町市の3月定例議会にもおよんだ。3月17日の議会での一般質問に答える形で、市長が飯館村に計画中の産業廃棄物処分場について工事を差し止め請求を行うことは難しいとしながらも、引き続き建設反対運動を進めていく考えを示している(『河北新報』H4.3月18日付け)。

このように、まだ計画中という段階で、建設予定地の飯館村そのものよりも、それに隣接する原町市がすばやい拒否反応を示した。これは、処分場予定地から新田川まで3キロ弱しか離れていないため、「処分場からの汚染水が、市民の水ガメに流れ込む恐れがある」という理由での拒否反応であった(『河北新報』H4.4月19付け)。このような理由では、自然保護、環境破壊阻止などという世間受けのするアピールを隠れ蓑にした、原町市側のエゴ(「自分たちの飲料水の確保」というエゴ)にもとづく行動<sup>(5)</sup>以外の何物でもないように思われる。

#### (3) H4.4月27日 経済団体による建設賛成の声明

このような地元の飯館村とその隣接都市原町市との対立に、さらに波紋を投げかける事態が4月27日に生じた。原町市側のうち、同

市商工会議所が飯館村小宮地区に建設予定の産業廃棄物処分場の建設に、基本的に賛成することを申し合わせたためであった。賛成した最大の理由は、市内の各企業・事業所ともゴミの処分に困っている点が挙げられている。原町市内には廃棄処分場がないため、自社で処分するか、飯館村やいわき市内の処分場に搬入している所が多い。しかし、原町市内で反対運動が起きていることから、たとえば、いわきの業者から処分場に反対するような市のゴミはもう引き受けないなどの苦情が寄せられたりして、このままでは同市の企業がゴミ処理で孤立してしまう恐れを心配しての、賛成への方針転換であった。同時に原町市内に市独自の産廃処分場を一日も早く作るように働きかけることも申し合わせた(『河北新報』H4.4月28日付け)。

#### (4) H4.5月8日 市民グループの条件付き容認へ

この商工会議所側が賛成に回ったことで、飯館村小宮地区に建設予定の産業廃棄物処分場問題は大きく転換することになる。これまで一貫して反対していた市民グループ(「飯館村小宮地区産業廃棄物最終処分場設置に反対する会」)も建設容認の条件として、業者と市当局が公害防止協定を結ぶように市議会などに要望をだし、事実上の条件付きの反対運動へと転換した。その協定案は、①県外の廃棄物は搬入させないこと、②常時立入り調査ができること、③業者に公害防止基金の積立てを行わせるとの3点に要約できる(『河北新報』H4.5月9日付け)。

## (5) H4.5月15日 市議会・経済団体・市民グループの三者懇談

このような流れの中で、飯館村の産業廃棄物処分場問題で建設に反対している原町市議会は5月15日、市内の経済団体や市民団体と今後の対応策を協議するため懇談会を開いた。席上、商工会議所などの経済団体は「企業の実情からすれば、産廃の処分に困っており、基本的に賛成」との意見が出された。また市民団体も「このままでは自動的に着工となる。公害防止協定を結ぶのがベターではないか」と、条件付きで建設を認める考えを示した(『河北新報』H4.5月16日付け)。

## (6) H4.5月21日 市議会による絶対反対の確認と市側の拒否声明

このような両団体の「条件付き容認」という意見を受けて、市議会は5月21日に会議を開いて、議会として結論を出した。その結論とは「産廃処理場の建設により新田川の汚染が懸念される」と絶対反対の立場を改めて確認し、処理業者を相手取った法廷闘争に持ち込むことを要求することになった。これに対して市当局は①訴訟に持ち込んでも早急な結論は期待できず、結果的に住民の不安は解消されない、②法的要件をクリアした建設問題について業者、ひいては国・県と争うのは困難、③住民の不安解消のためには厳しい公害防止協定の締結が最善の策と判断して、市議会側の訴訟要求を拒否した(『福島民報』H4.5月22日付け)。

このような産廃処理場の建設をめぐる問題は、様々な利害団体の対立もさることながら、ゴミ問題解決の大前提である「自区内処理」の原則を蔑ろにしていることに起因している。上記の原町市の場合でも、市民団体であれ、市議会であれ、経済団体が提言していたように、市独自の産廃処理場を市内に確保してあれば、このような隣接の自治体(飯館村)での産廃処理場の建設にさしつかましく反対運動などすることはないのである。事実いわき市を除いた相馬・双葉の相双地方には、この飯館村と小高町に、合わせて三つの安定型処理場しかない。しかもこれらは近い将来いずれもパンク状態になると予想されている。<sup>(6)</sup>このような「自区内処理」の原則を棚上げし、建設的な提言もせず、ただ上記のような一連の反対運動をしている原町市に対して、地元の飯館村では冷やかな態度を見せているのも頷けよう。しかも、現在操業中の飯館村にある処分場には原町市から大量のゴミが搬入されている。このうち一ヵ所では、実に全体の50%が同市からのゴミであった。年間では約5千トンもの産業廃棄物が原町市から飯館村へ持ち込まれ処理されている。それ故に、村にとっては、こちらにゴミを押しつけておいて、反対する資格があるのか、というのが本音であろう(『河北新報』H4.4月19日付け)。

## [3] 産業廃棄物処理施設と飯館村民の意識

H5年8月に、ここ飯館村で村内全戸を対象に、村の現状や将来像を聞く住民アンケートを実施した(回収率は80.4%)。その中で、ここ

十年間の村の変化を問う設問で、悪くなった分野として、「水、空気、緑の自然環境」を指摘する声が25.4%を占め、「住民間のつながり」(16.7%) や「生活のしやすさ」(13.8%) などに比べて突出している。村当局は、ここ十年間で産業廃棄物処理施設が設置されたり、みかけ石の採石による森林伐採が進んだのが悪化した印象を持たせる一因である、と分析している。また今後の土地利用については、25.5%が環境保護、24.3%が農業利用を志向しており、商工業利用はわずかに15.9%であった。つまり、農業と環境保護を重視する意向が強い(『福島民報』H5.8月15日付け)。このように、産業廃棄物処理施設の設置は陰に陽に村民の意識に影響を与えていていることが伺える。もちろん、村長さんが言及しているように、村でも好んで処分場の設置・拡張を認めているわけではなく、村に公営のゴミ処理施設がないため、産廃処分場に村内的一般ゴミの処理を依頼している、という事情もあり、村なりに産廃処分場から利益を引出し、共存の姿勢を打ち出してはいた(『河北新報』H4.4月19日付け)。しかし、平成5年には自前の一般廃棄物最終処分場建設に踏み切り、飯館村では念願の「自区内処理」が実施された(『福島民報』H5.10月9日付け)。

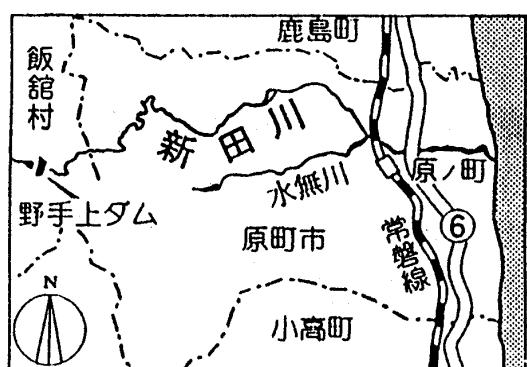
#### [4] おわりに

このように、地方中核都市も首都圏の諸都市と同様に「快適で便利な生活」を享受するのが当然と言わんばかりの体質が垣間見える。すなわち、都市(民)にとって「不要で、不快なモノ」はすべて「地方」へ垂れ流す体質が窺われる。

それは、経済(資本)の論理と同じく、利益をもたらさない「地方」は二の次と無視され、最終的に「都市(民)の浪費」の尻拭いをさせられているのである。このことは、過疎の飯館村も例外ではない。否、過疎地域であるが故の結果であった。それ故に、このような点を敏感に感じとる若者は過疎の町・村から離れていくのである。全てが経済的価値だけで判断され、評価される「日本」はこれまで戦後の物不足という『幻想』に縛られすぎているのではないだろうか。もうその様な『幻想』から自らを断ち切り、自己中心の考えではなく地域共同意識を重視すべき時期にきているのではないだろうか。

#### (註)

- (1) 拙稿「ゴミ問題にみる中央と地方の不平等構造」(上)(下)『環境情報研究』(千葉敬愛短大紀要)創刊号(1993年)第2号(1994年)。
- (2) 東京都日の出町の第二最終処分場をめぐる問題などを参照。
- (3) 本稿では新聞記事を中心にして、大雑把な経過を述べるに留める。詳細な市議会などの内部資料に基づく叙述は後日の課題とする。
- (4) 新田川は飯館村二枚橋地区から原町市内を通過して河口まで約62.9キロの二級河川である。



過疎地域におけるゴミ処理場と周辺都市の対応

- (5) 後述するように、原町市には最終処分場はなく、ゴミ問題解決の大前提たる「自区内処理」の原則を蔑ろにして点に問題点がある。
- (6) 「飯館の産廃処理場建設問題」(『福島民報』

H 4. 8月23日付け)